

令和4年3月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 9件
(うちスチームアイロン1件、電気式浴室換気乾燥暖房機2件、
エアコン(室外機)1件、照明器具(ソーラー充電式、屋外用)1件、
電気ケトル1件、電気ストーブ(オイルヒーター)1件、
電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、階段移動用リフト1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うちヘアドライヤー1件、電気冷蔵庫1件、エアコン(室外機)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A201901086、A202000222、A202000277、A202000364、A202000394、A202000487、A202000768、A202000806、A202000932を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)
担 当：加藤、鈴木、笹島
電 話：03(3507)9204(直通)
F A X：03(3507)9290

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000487	令和2年8月24日	令和2年10月8日	電気ケトル	ELKTS9	SIS株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、取扱説明書に空だきに関する注意が記載されておらず、使用者が当該製品を空の状態でご給電スタンドに戻したため、空だき防止装置が連続して作動したことによって接点が溶着し、空だき防止装置が適切に作動しなくなり、ヒーターが異常発熱して出火したものと推定される。	愛媛県	令和2年10月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000768	令和2年12月21日	令和3年1月12日	電気ストーブ(オイルヒーター)	55712	株式会社はびねすくらぶ (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板に接続されていた電源線等の接続端子において、ファストン端子とタブ端子との嵌合不良又はタブ端子の基板へのはんだ付け不良があったため、接触不良により異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	東京都	令和3年1月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000806	令和3年1月9日	令和3年1月22日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	DCH-1304	株式会社ドウシシャ (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板上のヒーター制御用リレーにはんだ付け不良があったため、はんだクラックが生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	静岡県	令和3年1月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000932	令和3年2月12日	令和3年3月3日	階段移動用リフト	S39 コンビタイプ	株式会社アルバジャパン (輸入事業者)	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者(80歳代)が転落し、病院に搬送後、死亡が確認された。 調査の結果、当該製品は、重心が釣り合った状態を維持しながら階段を昇降する仕様であるが、重心が釣り合った状態からハンドルバーを前方へ傾けた際に、搭乗者を含めた当該製品が前方へ転倒することを物理的に抑制する機構が装備されていない構造であるため、使用者が搭乗者を乗せて使用中に当該製品のバランスが崩れて事故に至ったものと推定されるが、使用者が当該製品の使用中に手を離れたことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	令和3年3月5日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

電気ストーブ（オイルヒーター）（管理番号：A202000768）



電気温風機（セラミックファンヒーター）（管理番号：A202000806）



階段移動用リフト（管理番号：A202000932）

